どんな法律か 知ってるかな?

原子力災害により大きな被害を受けた福島県を復興・再生するために 作られた法律です。(平成24年3月31日成立)

この法律では、福島の復興は主に以下のように進められます。

# 福島の復興に役立つ 新しい法律なんだ。

# 避難解除等区域の復興・再生

- 避難対象区域に所在していた事業者が同区域におい て事業を再開した場合に、税の特例措置があります。
- ●避難解除等区域の復興・再生を推進するための「復 興再生計画」が平成25年3月に作成されました。こ

の計画により、同区 域の産業の復興や、 生活環境の整備が 進められます。

3つの計画を作って それぞれの計画に 基づいて事業が進 められていくんだね。

# 放射線の不安解消・ 安心して暮らせる生活環境づくり

- 農林水産物の放射能濃度 を測定するときに国が支援 します。
- 国は、県や市町村と連携し て除染を迅速に進めます。
- 医療スタッフの確保を進め ることで医療や福祉のサー ビスの充実に取り組みます。



米の全量全袋検査の様子

# 産業の復興・再生

## ●「産業復興再生計画」

を作り、農林水産業 や商工業、観光業の 復興・再生 を図ります。





### 新しい産業づくり

●「重点推進計画」が平 成 25 年 4 月に作成 されました。この計画 により、再生可能エネ ルギーや医療機器の 開発などの新しい産 業の創出を図ります。

主な改正点は次のとおりです。

日 今間口·左並0時20八 左後0時



## 施策の推進のために必要なこと

- 避難指示区域から避難している 方々の生活の安定のため、就職 の支援や地域の公共交通を確 保します。
- 復興のために、国が復興交付金 などを支出します。

七ヶ白・火白ノー月日マース

必要に応じて法 律の改正もして いるんだね。

●長期避難者のための生活拠点を作るために新た な交付金制度が創設され、公営住宅を始めとする

インフラの一体的な整備が促進されます。

なお、平成25年4月に法律が一部改正されました。

企業立地の更なる促進のために、避難解除等区域 における税制優遇措置の対象が居住制限区域や 新規事業者にも拡充されます。

県HP http://wwwcms.pref.fukushima.jp/28541

#### 詳しくは、ホームページをご覧ください

### 主な震災関連相談窓口一覧

		放射線に関する   問い合わせ	電話相談総口 月~金曜日:午前8時30分~午後8時 土日祝日:午前8時30分~午後6時	<b>20 (988) 359</b> フリーダイヤル
-	原子力 災害	原子力損害賠償などに 関する問い合わせ	電話相談窓口 月〜金曜日:午前8時30分〜午後5時15分(祝日を除く) ※毎週水曜日午後1時〜5時は弁護士による電話法律相談を実施 巡回法律相談 県内7方部において弁護士による無料の 対面相談を実施(予約制)	ದ 024(523)1501
	生 活	県内の応急仮設住宅などへの入居 及び被災住宅の改修に関すること	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル 月〜金曜日:午前9時〜午後5時(祝日を除く)	<b>☎</b> 024(521)7698
		県内外に避難した人の 相談窓口	県庁避難者支援課 または 避難元(先)の自治体 月〜金曜日:午前8時30分〜午後5時15分(祝日を除く)	☎ 024(523)4157
	健康	県民健康管理調査の実施に 関する問い合わせ	県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 月〜金曜日:午前9時〜午後5時(祝日を除く)	☎ 024(549)5130
	その他	県政に関する相談窓口	県庁県民広聴室 県政相談コーナー 月〜金曜日:午前9時〜正午、午後1時〜午後4時(祝日を除く) このほか各地方振興局にも県政相談コーナーがあります。	面 0120(899)721 フリーダイヤル
				☎ 024(521)7017